

議員提出議案等 ー 令和6年第1回臨時会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第5号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	可決	5月1日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和6年（2024年）5月1日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 小 田 伸 次

〃 宍 戸 稔

〃 新 田 真 一

〃 掛 田 勝 彦

〃 中 原 秀 樹

三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例（案）を次のとおり提出する。

発議第5号

三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

三次市議会委員会条例（平成16年三次市条例第266号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長については、この限りでない。

第2条第2項第1号から第3号までの規定中「8人」を「7人」に改め、同項第4号中「23人」を「21人」に改め、同項第5号中「8人」を「7人」に改める。

第4条第2項中「，10人」を「，8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。<u>ただし，議長については，この限りでない。</u></p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>7人</u> 総務部，経営企画部，地域共創部，危機管理監，情報政策監，支所，会計課，議会事務局，選挙管理委員会，監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 <u>7人</u> 市民部，福祉保健部，子育て支援部，市民病院部及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 <u>7人</u> 産業振興部，建設部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 予算決算常任委員会 <u>21人</u> 予算及び決算に関する事項</p> <p>(5) 広報広聴常任委員会 <u>7人</u> 議会の広報広聴に関する事項 (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は，<u>8人</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。_____</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>8人</u> 総務部，経営企画部，地域共創部，危機管理監，情報政策監，支所，会計課，議会事務局，選挙管理委員会，監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 <u>8人</u> 市民部，福祉保健部，子育て支援部，市民病院部及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 <u>8人</u> 産業振興部，建設部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 予算決算常任委員会 <u>23人</u> 予算及び決算に関する事項</p> <p>(5) 広報広聴常任委員会 <u>8人</u> 議会の広報広聴に関する事項 (議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は，<u>10人</u>とする。</p> <p>3 略</p>